

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成20年3月

1 現状

(1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員データ (平成19年4月1日現在)

区分	公務員				民間			A/B
	職員数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額(A)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	
全体	51人	48.1歳	320,489円	374,601円	-	-	-	-
清掃職員	7人	39.2歳	298,000円	351,443円	廃棄物処理業従業員	43.3歳	299,800円	1.17
学校給食	21人	53.0歳	319,248円	349,872円	調理師	41.2歳	267,500円	1.31
運転手	4人	40.3歳	296,775円	406,688円	自家用乗用自動車運転者	54.6歳	296,800円	1.37
その他	19人	47.7歳	335,953円	403,954円	-	-	-	-

「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。

民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成16～18年の3ケ年平均)

技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

(2) 年齢別職員数

区分	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上
全体	0	0	0	1	4	8	5	6	7	5	15	0
清掃職員					1	4	1	1				
学校給食						1	2	2	2	3	11	
運転手				1		2			1			
その他					3	1	2	3	4	2	4	

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表

現業職給料表(国家公務員の行政職給料表(二)を2級制に合成したもの)を採用しています。職務の経験年数等に応じた昇格基準を設けています。

イ 技能労務職員に係る特殊勤務手当

手当名称	支給要件	支給単位
衛生処理業務特殊勤務手当	公衆便所の糞尿の処理業務、下水道の清掃業務に従事したときに支給	1日300円
	死亡獣畜の処理業務に従事したときに支給	1回300円
し尿処理業務特殊勤務手当	衛生センターにおいて糞尿又は汚泥等の処理業務に従事したときに支給	1日300円
火葬業務特殊勤務手当	火葬業務に従事したときに支給	1日300円

ウ 昇給基準

毎年7月1日に前年度の勤務成績に応じ、4号給を（57歳を超える場合は2号給）を標準として昇給します。

2 基本的な考え方

職員数に関しては、退職者不補充により削減を進めています。

給与に関しては、国・県・近隣市の動向及び民間との均衡に留意し、適宜改正等の判断をしております。

また、市ホームページ等を介して、積極的に技能労務職に関する情報を公表しております。

3 具体的な取組内容

平成18年1月の合併時には、全職員に係る特殊勤務手当の抜本的な見直しを行い、大規模な廃止・統合を実施しました。

また、平成19年度には、給与構造改革の下、大幅な給与水準の引下げ（5.3%）を実施しました。

今後は、昇給等において勤務成績がより反映されるよう、人事評価制度の対象拡大について、職員団体等との調整を進めてまいります。

4 その他

技能労務職については、退職者不補充としており、現在のところ新規の採用は行っていません。現在の平均年齢が48.1歳、5年後の平成24年度には約3割にあたる15人が定年を迎えるという状況となっています。

同時に、学校給食業務・清掃業務等の更なる民間委託や事務事業の見直しを進めてまいります。